

函館市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 1 9 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 5 7 号

函館市会計規則の一部を改正する規則

函館市会計規則（昭和 3 9 年函館市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表 1（2）の表ア中「株式会社青森銀行」を「株式会社青森みちのく銀行」に改め，「，株式会社みちのく銀行」を削る。

附 則

この規則は，令和 7 年 1 月 1 日から施行する。